令和6年3月18日作成

令和４年度　　社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人　光寿福祉会(法人番号8140005013570)
監査実施日	令和5年3月9日
文書による指摘事項の有無	有

	文書による指摘内容	改善状況
1	理事会及び評議員会の決議の省略について、次の点について認識を改めて適切な運営を行うこと。 ・令和３年度の定時評議員会を書面表決で実施しており、また、評議員全員の同意が得られていなかった。 平成２９年の社会福祉法改正により、書面表決は認められていない。一方、決議を省略（みなし決議）する場合には評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員の同意が必要である。 以上のことから、令和３年度の定時評議員会の決議事項について決議が行われた状況とは言えないため、再度評議員会で決議を行うこと。 ・理事会の決議の省略の際に監事から徴した書式が、理事と同じく決議の省略に関する「同意書」となっていた。理事会を決議省略の手法で行うためには、監事に決議事項の提案について異議を述べないことの確認書を徴する必要があるため、今後理事会を決議省略の手法で行う際は十分に注意すること。 ・決議の省略を行った全ての評議員会及び理事会の議事録が作成されていない。次の事項を記載した議事録を作成の上、理事会の決議があったものとみなされた日から１０年間、主たる事務所に備え置くこと。 ＜評議員会の決議があったものとみなされた場合＞ ①評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容 ②①の事項の提案をした者の氏名 ③評議員会の決議があったものとみなされた日 ④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 ＜理事会の決議があったものとみなされた場合＞ ①理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 ②①の事項の提案をした理事の氏名 ③理事会の決議があったものとみなされた日 ④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名	改善済
2	理事長の変更があった場合は、重任の場合も含めて、２週間以内に変更の登記を行う必要があるが、平成２９年度以降、理事長の変更の登記がなされていない。ついては、速やかに変更の登記を行うこと。	改善済

令和6年3月12日現在